

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：34442

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2022

課題番号：19K23166

研究課題名（和文）ムスリム移住者との共生：国際人権法から見たデンマーク新政策の事例

研究課題名（英文）The Compatibility with International Human Rights Law of Danish Policies regarding Muslim Residents

研究代表者

高橋 宗瑠（Takahashi, Saul）

大阪女学院大学・国際・英語学部・教授

研究者番号：40844600

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究はデンマーク政府がムスリム住民を対象に採択した、同化を目的にしたと言われている法律や政策、特に「ゲッター」政策と言われるものの国際人権法基準との整合性を検討するものであった。現地で主要な人権団体や研究者、及び「ゲッター」と言われている町の住民などをインタビューして、人権状況を調査し、「あらゆる形態の人種差別を撤廃する国際条約」や「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に明記されている国際的義務をレンズにして、評価した。人権団体と協力してさまざまな場で懸念を表明して、国内の言説に国際人権という側面を多少なりとも反映させ、諸政策に国際的人権アクターの注目を集めることに成功したといえる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「ゲッター」政策を始めとする、デンマークのムスリム住民に対する政策に関しては、時折国際的な報道機関に取り上げられることはあっても、海外にあまり知られていないという現状だった。学術論文なども少数発表されているものはあっても、継続的に情報発信がなされているとは言い難かった。その中で筆者が現地の人権団体などと一緒になってデンマークに関する情報を発信し続け、なおかつ国際人権法を分析の枠組みとして使用した。それらが功を奏して、国際人権アクターの注目がよりこの問題に集まり、多方面からデンマーク政府に対して指摘が集まるようになったといえる。

研究成果の概要（英文）：The government of Denmark has adopted a large number of laws and policies that overtly discriminate against the Muslim population, even including Danish citizens. Some of these laws and policies, mainly the 'ghetto' policies, had been the subject of international media reports or academic work. However, this research used as its theoretical framework concrete international human rights laws and norms, and evaluated those laws and policies against those legal standards. It is submitted that this research was successful in attracting greater attention to this issue by international human rights actors, and in ensuring that international human rights standards were included in the public discourse.

研究分野：国際人権法

キーワード：国際人権法 移住者 ムスリム デンマーク 外国人の人権 共生 イスラマフォビア

1. 研究開始当初の背景

国際連合によれば 2017 年中間時点では国際移住者が 2 億 5800 万人おり、受け入れ国と移住者コミュニティとの間の共生、特に相互理解や異なる習慣の受容などが必要である上、人権の保護が重要な課題となっている。難民を含む移住者の権利を保護する法的基準として 1951 年「難民の地位に関する条約」や 1990 年の「全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」、外国人労働者の労働権を規定するいくつかの国際労働機関の法的基準が存在する上、「難民及び移住者のためのニューヨーク宣言」が 2016 年に国際連合総会で採択され、難民や移住者が受け入れ国の社会に参加できるように各国が措置を講ずると宣言している。また、当然であるが、移住者であっても「市民的及び政治的権利に関する国際規約」など他の人権条約で規定されている人権も享受し、国家は保護する義務を負う。

各移住者の個人としての人権の保護はさることながら、移住者コミュニティは共同体として、信教などを含む自分の文化を享受する権利があることにも注目する必要がある。そして共生には様々な形があり得ようが、特に移住者に対しては、そのコミュニティが自分の文化を完全に放棄して受け入れ国の文化に没入するという assimilation 同化でなく、互いの文化が尊重され、移住者と受け入れ国の文化が溶け合ってより昇華されたものとなるという integration 統合を試みるのが、共同体としての権利が尊重された形と考えられており、例えば上記の「ニューヨーク宣言」にも統合が重要視されている。

効果的な共生が模索される中、一つの焦点となるのが、ムスリム系移住者の人権保護である。近年、欧州ではイスラマフォビアと呼ばれているムスリム差別が顕著になっており、ムスリム移住者が犯罪や失業などのスケープゴートとされ、市民によるヘイトスピーチやヘイトクライムはおろか、コミュニティが治安当局によって監視や疑念の標的とされている事実があり、政治家などによる差別発言も続いている。これらの背景には無論ニューヨークや欧州各国におけるテロ攻撃などもあるが、欧州におけるムスリム敵視の思想は決して 21 世紀に初めて表れたのではなく、十字軍や、列強の帝国主義時代まで遡ることができる。実際、例えばムスリムの女性が纏うことがある全身を隠す黒衣や、海水浴場で頭髪や四肢を隠す女性の水着などを禁止する議論（黒衣はデンマークを含むいくつかの国家では公の場で禁止されている）や、「ムスリムは女性の権利を尊重しない」との言説などで見られるのは、テロなどの犯罪を犯す現実的な可能性より、「イスラームは根本的に異質であり、決して欧州の価値観にそぐわない」という根本認識であるといえる。そもそも「欧州の文化や価値観」がイスラームとの接触なく独自に発展してきたという認識はいくつもの点で誤っているのであるが、マスコミなど多くのディスコースで見られ、政策に強く影響を与えていると言える。

その中、2018 年、デンマーク政府は 20 以上の特定された地区に在住する者に対して、特別な政策を導入した。特定された地区は「ゲットー」と認定され、ゲットーで出生した者は身分証明書にそれが明記される。そしてゲットー内の児童には「デンマーク的価値観」を理解してもらうために 1 歳から週 30 時間特別な学校に通うことを義務化し、デンマーク国籍を有した者でも「出身国」に長期滞在することが許されないなどという、統合・共生より自分の文化を放棄し、主流の文化に同化することを強要する政策を提示している。それらの地区は実際はムスリムの移住者が多く住んでいる場所であり、政策の内容からも、明らかにムスリムを主な対象にしたものと考えられている。人権の観点からは様々な懸念が考えられようが、状況を理解するためには現地調査をし、政策導入の背景やその経緯、そして実際の影響を調べる必要があった。

2. 研究の目的

2018年に導入された政策にはどのような社会的及び政治的背景があり、どのような政策目的があり、どのような経緯で作られ、導入されたのか。また、実際ムスリムの住民に対して、特に人権面でどのような影響があるのか。国際人権法基準、特に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」や「あらゆる形態の人種差別を撤廃する国際条約」などデンマークをが批准している国際条約や、それらを解釈する条約機関の国別また一般的な所見を駆使して、デンマークの法律や政策、そして現状のそれらとの整合性を評価する。また、今後の日本の共生政策への示唆も考察し、提示するものとする。

3. 研究の方法

本研究はデンマークに行き、人権団体や「ゲッター」内の住民組合など市民団体、ムスリム住民、そして関連する研究をしている研究者などを調査することによって、「ゲッター」政策をはじめとする法律や政策の国際基準との整合性を明らかにするものである。デンマークに調査に行く際はオーストリア・ウィーンにある欧州連合の人権機関関係者や、サルツブルグ大学の研究者のインタビューも行った。また、カリフォルニア州立大パークレー校のイスラマフォビア国際カンファレンスに参加して、国際的専門家との意見交換を通じて、最新の研究の動向の理解を深めた。

2020年2月は予定通りデンマークとウィーンに行き、現地調査を行った。しかし帰国後すぐにコロナ国際蔓延が始まり、国際渡航は2年近く事実上不可能になったので、現地に出向くことができず、ズームやスカイプなど、インターネットを通じた調査に切り替えた。

4. 研究成果

当初の研究計画では最終報告書をまとめて、デンマークで発表する予定であった。しかし2020年に現地の人権団体や研究者と相談したところ、特に外国人の研究者などの発表である場合は一つにまとめられると文化的にも政治的にも黙殺される可能性があり、それより可能な限り多くのフォーラムで発表することが重要であり、デンマーク政府に対して効果があると言われた。そのため計画を変更して、さまざまな国際学会や原稿などの機会にデンマークの政策に関して言及するように努めた。

デンマーク国内の言説

2021年の始めにデンマーク政府が「ゲッター」という言葉の使用を中止したことで多方面からの指摘に少しばかり答えたようであるが、政策の内容は変わらず、引き続き「共生」でなく「移住者に同化を強制する」方向で進んでいると言える。それどころか2021年末の法改正で、移住者及びその子孫の公的分類である「非西洋国出身者」の中にも「MENAPT」、即ち Middle East, North Africa, Pakistan, Turkey という更なるカテゴリーが追加されて、ムスリムを標的にする姿勢がさらに鮮明になったとさえいえる。MENAPTと指定された国には地理的一貫性はなく、例えばエジプトやソマリア(ムスリムが多数の国)は含まれていても、エチオピアやエリトリア(ムスリムが多数でない国)は含まれていない。

この関連で特に、parallel society(元は独語 Parallelgesellschaft)のナラティブが引き続き政府やメディアなどで強調されていることを見逃せない。そのナラティブは、デンマーク社会に同化する意思(もしくは能力)がないムスリム住民が特定地域に密集して居住し、そこでは主流の社会と接触がほとんどなく、警察も恐怖で立ち入ることができず、イスラーム法などが適用される

「平行した社会」がある、その住民（特に閉じ込められているとされるムスリムの女性）を解放するためにもその parallel society の壁を打ち破り、デンマークに同化してもらう必要がある、それが無理なら自国に帰国してもらう、というものである。そのナラティブには当然色々な意味で現実性は乏しいのであるが、そのゲッター政策など様々な政策の根拠として使われており、特に、「2030年までに parallel society をなくす」というデンマーク政府の主要政策の根拠にさえなっているほどである。

国際人権というプリズムの効果

研究の期間中デンマークはいくつかの国際人権条約の条約機関の定期審査があったが、筆者は主要人権団体と協力して条約機関に提出する報告書の作成を手助けした。国家の代表でなく独立した専門家から構成される条約機関は国際人権保護体制の主要な機関の一つであり、審査は主に締約国の報告に基づくが、人権団体が提出する情報も極めて重要視されており、市民社会の見解を国際社会及び自国政府に発信する貴重な機会である。

筆者も加わった報告書の効果があり、それら条約機関の最終勧告がより強いものとなり、特に「ゲッター」政策に対して強い指摘が盛り込まれることになった。特に2019年の「経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約」の条約機関、そして2020年の「あらゆる形態の人種差別を撤廃する国際条約」の条約機関、それぞれが「ゲッター」政策に対して厳しい指摘をし、デンマーク政府に再検討もしくは撤廃を求めた。それらの勧告には国際法上の拘束力はないが、国際社会に認められた専門家から構成される権威のある機関の所見なので、デンマーク政府に対するかなりの「外圧」になるといえる。またそれらの報告書や条約機関の勧告が、国際連合の人権機関などでデンマークの諸政策がより注目される状況を作ったといえる。

Mjølnerparken 訴訟

その後デンマーク政府が「ゲッター」政策に基づいて、数年間「ゲッター」として認定されていた、コペンハーゲン市内の Mjølnerparken という町の 200 軒もの公営住宅の住民の強制退去を命じ、住宅の破壊及び再開発を命じると、国際連合人権理事会の数人の特別報告者（人権理事会に任命されて特定の問題や地域などを調査する独立した専門家）が緊急声明を出し、デンマーク政府に再考を促した。即ち国際レベルでのデンマークの政策の国際人権法基準との整合性により注目が集まり、より多方面から指摘がなされるようになったのであり、そのような状況が作られたことに関して、本研究も多少なりとも影響があるといえるであろう。

なお上の Mjølnerparken の事案に関して、現地の人権団体やデンマークの公的人権機関の支援をもらって住民が指し止めの行政訴訟を起こしている。上記の数人の特別報告者はこの提訴をサポートする見解書をも提出し、「ゲッター」政策の国際人権基準との整合性のないことを指摘している。また、現地の人権団体や公的人権機関は「ゲッター」政策が国際人権基準のみならず、ヨーロッパ人権条約、そして欧州連合の「平等に関する規制」にも違反していると指摘している。

2022年11月、デンマークの上級裁判所は欧州連合の「平等に関する規制」との整合性に関して、欧州連合の司法機関である欧州司法裁判所に審理を請求した。判決はまだ下されていないが、場合によってはヨーロッパ人権条約を根拠にストラスブールにあるヨーロッパ人権司法裁判所への上疏もありうるであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Saul Takahashi	4. 巻 14
2. 論文標題 The Ummah: Guardian of Muslims in an Age of Weakened Citizenship Rights	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of Islam and the Contemporary World	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Saul Takahashi	4. 巻 6
2. 論文標題 Islamophobia in Japan: a Country at a Crossroads	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Islamophobia Studies Journal	6. 最初と最後の頁 167-181
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Saul Takahashi	4. 巻 -
2. 論文標題 Islamophobia in Japan	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Islamophobia Studies Journal	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 1件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Saul Takahashi
2. 発表標題 Islamophobia, Jerusalem, and International Law
3. 学会等名 Pioneers of Jerusalem Carry its Sword
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Saul Takahashi
2. 発表標題 Discrimination against Muslims as the New Normal
3. 学会等名 Law and a Better World: Strengthening the Values of Coexistence
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Saul Takahashi
2. 発表標題 Muslims as the Permanent State of Exception
3. 学会等名 Islamophobia and/in Post-Secular States
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Saul Takahashi
2. 発表標題 Danish 'ghettos' and human rights
3. 学会等名 International Islamophobia Conference (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Saul Takahashi
2. 発表標題 Danish migration policies and Islamophobia
3. 学会等名 1st International Conference on Critical Muslim Studies (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Saul Takahashi
2. 発表標題 Human rights, Islamophobia, and the need for unity of the Umma
3. 学会等名 Kuala Lumpur Summit 2019 (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------